

新潟市教職員の退職管理に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の6第1項の規定に基づき、新潟市職員の退職管理に関する条例（平成28年新潟市条例第11号）に定めるもののほか、市立学校園に勤務する教職員（以下「教職員」という。）の退職管理の適正を確保するために必要な事項を定めるものとする。

(再就職の自粛)

第2条 教職員は、離職後2年間は、その離職前5年間に在職していた学校園と密接な関係にあるもの及び新潟市の競争入札参加資格を有するものに再就職等を行うことを自粛するものとする。ただし、教育長が公務の公正性の確保に支障が生じないと認め、当該再就職を承認した場合は、この限りでない。

(その他)

第3条 この要綱に定めるもののほか、教職員の退職管理について必要な事項は教育長が別途定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(新潟市教職員の離職後の営利企業等への就職についての要綱の廃止)

2 新潟市教職員の離職後の営利企業等への就職についての要綱（平成20年2月20日制定）は、廃止する。